

GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1992/第10号

平成4年1月1日発行

題字：梶原拓岐阜県知事



社団法人 岐阜県環境保全協会
岐阜市薮田1-101 水産会館内

目 次

新年のごあいさつ 岐阜県知事 (社)岐阜県環境保全協会理事長 梶原 拓... 1

タ 岐阜市長 蒜田 浩... 2

特 報「新しい時代を迎えた産業廃棄物の処理
出揃った関連二法とその背景」 4

協会だより 11

「産業廃棄物対策基金」寄付承諾事業所のご芳名 12

寄 稿「環境にやさしいまちづくり調査を振り返って」
 岐阜県環境整備課 技術主査 高崎 善文... 16

マスコミ報道の紹介 19

エッセイコーナー「鬼手仏心」 俳人 澤田 芦月... 21

新入会員の紹介 22

会 員 の 声 23

トピック 改正廃棄物処理法の施行を前に活発化する全国行動 24

編集後記 広報編集委員 青木重三郎... 26

表紙写真

「夢おこし」ぎふフォトコンテスト入賞作品

多治見市臨之島町7-47-13 森田広実さんの作品



新春を迎えて

岐阜県知事
（社）岐阜県環境保全協会理事長

梶原 拓

平成4年の新春にあたり、会員の皆様方に、心から新年のお慶びを申し上げます。

昨年、岐阜県と共に開催いたしました「産業廃棄物資源化シンポジウム」では、皆様の絶大なる御協力により、千名を大きく超える参加者の方々に資源化について考えていただくとともに、同時に開催しました「展示会」にも、多くの企業から最新の技術や情報を提供していただき、県民の皆さんにも御理解をいただきました。

なお、会場のメモリアルセンターを埋め尽くした花やコンポスト肥料など多くの再生品の実物提供をいただき、また、全国大会に引けをとらない充実したシンポジウムを開催できましたことは、ひとえに会員の皆様の御協力の賜物であり、厚く御礼申しあげます。

また、「岐阜県産業廃棄物対策基金」の造成も2年目になり、目標額の達成に全力を傾けているところですが、なお一層のお力添えをお願いいたします。

さて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の20年来の改正が昨年10月に行われました。これは最終処分場の設置が全国的に困難になっている状況を背景に、これまでの、出てきた廃棄物を単に燃やして埋めるという方法から、排出量をまず減らす、そして、できる限り再生利用をしていくこうという考え方方に立って、それでもなお残ったものを処分するに当たっても十分配慮していくという考えに基づき行われたと聞いております。

その内容は、減量化・再生利用の推進、適正処理の確保、処理施設の整備を3本の柱としています。法律の目的として排出抑制と分別・再生を明確化し、新たに国民の責務を設け、事業者にも一定の責務の強化を求めております。

適正処理の確保については、許可の更新制度の導入、欠格要件の拡大、収集運搬業と処分業の区分等の規制の強化をうたっています。また処理施設については、安全性・信頼性の向上のため、従来の届出制から許可制へ移行するとともに、県単位の実情に応じた、廃棄物処理センター制度の創設により公共関与に道を開いております。

人の健康及び生活環境を保全する立場から処理に特別な配慮が要求される特別管理廃棄物については、感染性医療廃棄物等の政令指定が予定され、また新たな制度としてマニフェスト（特別管理産業廃棄物管理票）が導入されています。

これら廃棄物をめぐる激しい変化の中で、当協会の果たす役割も、幅が広くなるとともに重要性も増してきております。

本年6月頃に予定されている改正法施行に円滑に対応できるよう、協会としても情報収集等に努めてまいりますが、製造事業者等の責務の明定や処理業者の質の向上が法律で強く求められていますので、関係各位におかれても法律の趣旨について御理解をいただきたいと考えます。

廃棄物の適正処理は、美しい県土づくりに欠かせないことであり、「花の都ぎふ」推進運動の一

ごあいさつ

方の大事な柱でもあります。住みよい地域環境の確保のため、当協会が全力をあげて取り組むべき課題です。

会員の皆様には、全国一の適正処理を目指して「輝く未来の岐阜県づくり」に向けて御尽力をい

ただきますようお願いします。

最後になりましたが、協会員各位の今後の益々の御発展を祈念しまして、年頭の御挨拶といたします。



新年のごあいさつ

岐阜市長

蒔田 浩

新しい年を迎え、会員の皆様方には益々ご発展の年となりますようお祈り申しあげます。

皆様方もご承知のように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が昭和45年に制定、施行されて以来、初めての抜本的改正が昨年末になされました。

この主な改正点は、(1)関係者の責務の強化(2)廃棄物の減量化・再生の促進(3)マニフェスト制度の導入等による適正処理の確保(4)廃棄物処理センター等による処理施設の整備などが骨子となっております。

とりわけ産業廃棄物については、昨今の新聞紙上を賑わしている不法投棄などの多発によって、産業廃棄物業界の社会的な信用が少し薄れているという中で、従来から指導しております「産業廃棄物管理票制度」が確立されたことは、これから時代に即応した廃棄物行政をやっていく上での最低限必要な方向付けの規定は整備できたと考えられます。

産業廃棄物の適正処理責任は、いうまでもなく廃棄物の排出事業者であります。しかしながら現実には排出事業者が処理施設を保持することは困

難であり、収集・運搬からはじまって処分にいたるまで一連の処理は許可業者に委託することになります。

排出事業者の中には一旦委託契約を結び、廃棄物を処理業者に引き渡すと、何が起ころうとも自らには何の責任もないように錯覚されている事業者がまだまだある中で、廃棄物適正処理システムの中心的存在である処理業界の役割と責任が益々重くなってくることはいうまでもありません。

今回の改正で、廃棄物の中に「特別管理廃棄物」という新しい用語が使用されています。

廃棄物のうち「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある性状を有するもの」を特別管理廃棄物とし、特にその処理については厳しい規制がかかっています。

これらを含め、適正な廃棄物処理体制を構築していく上で、不適正な処理に対する規制を強化していくとともに、今後は、優良な廃棄物処理業者も含め、社会の静脈部分を担う業界の健全な育成をはかっていかなければなりません。

これらの関連では、業者が許可を取得する際の欠格要件の拡大ということで網羅されております。

今後は、業界内での自己研鑽を積まれるとともに、後継者の育成が大事になってきます。

また、経営面では、廃棄物という視点のみではなく、資源の宝庫として資源有効利用業など多角的経営を指向されれば、ビッグビジネスとして成長するのではないかでしょうか。

このように、適正処理ルールの要である皆様方のご活躍に期待を申し上げますと同時に、今後の廃棄物対策の推進にとって必要不可欠な命題は、関連企業、処理業者、住民、行政がうまく連携をはかりつつ、一丸となって取り組み、事態に対処していくことが肝要であると考えます。

最後になりましたが、会員各位の今後のご活躍と、廃棄物行政に対する一層のご理解とご協力をお願い申し上げまして私の挨拶といたします。



謹んで新年のご挨拶を申し上げます

旧年中に賜りましたご交誼を深く感謝申しあげます

本年も相変わらず倍旧の御愛顧の程お願い申し上げます

平成4年 元旦

〒502 岐阜市早田栄町2丁目40番地 ☎(0582)33-2626

岐阜碎石販売組合

会長 雁部 音吉 理事長 山村 けい

組合員 (株)雁部建設 (株)雁音 (株)北村組 岐阜碎石 (株) 松栄碎石 (株) 曽根碎石 (株) 椿洞開発 (株)
北部開発 (株) 山村碎石 (株)

新しい時代を迎えた産業廃棄物の処理 出揃った関連二法とその背景

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」は、さきの第121臨時国会で成立しました。今後、政令・省令などが公布されて、本年4月から7月ごろに施行されます。

東海地区では昨秋11月22日に説明会が開催され、本協会からも100名を超える会員が出席されました。また、一足先に施行されました「再生資源の利用の促進に関する法律」についても関係団体などで説明会等が開催されました。

本協会としては、改正処理法に係る政省令等が公布された時期に、両法律に関する説明会を独自に開催する予定ですが、取敢えずその概要を速報し、これらの制定された背景と若干の動向を添えて特報します。なお、別冊「新旧対照廃棄物処理法」を同送しますのでご覧ください。

背景と若干の動向

関連二法のうち「再生資源の利用の促進に関する法律」は、排出事業者に対して再生資源の利用の促進を求める一方、国・地方公共団体さらには一般国民の責務を定めたものであります。

他方、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」は規模的にも全面改正に近いもので、規制が一段と強化されたうえ、再生利用の促進にも努めることとされました。

何れにしても、廃棄物を自然環境又は社会環境の仕組みの中にラウンドさせようとしているわけで、十分納得できます。しかし、現実に大部分の産業廃棄物の処理が業者委託されていることを考えると、規制の強化のみでは片手落ちであるとの意見が生じてきます。

こうしたことから、国ではさらに新たな方策を検討しているとして、別図のような構想を示しておりますが、正に新しい時代の幕開けと受け取られているようあります。

反面、関係者にとって「新しい道を拓く社会的責務」を負わされ、重大な岐路に立つものと考えられます。その行方を十分注目しながら新しい時代に対応することが必要となります。

一方、本協会活動にも重大な影響を及ぼすことが考えられます。本協会は幸いにして関係各位の先見性と協力があって、行政、排出事業者及び産業廃棄物処理業者が三位一体となって組織されています。また、独自の基金造成活動に取り組んでいるほか、資源化を含めたRAP事業の推進を目指すこととしております。しかし、今回産業廃棄物処理センターの設置が法律に明定され、産業廃棄物事業振興財團（仮称）設立構想が示されたことなどに着目するとき、これらの枠組みのなかでどのように位置付けるべきかは大きな課題となります。

何れにしても、円滑な産業活動を確保し良好な生活環境を保持向上させるためには、緊迫した産業廃棄物処理問題に新しい展望を求めることが必要であります。

こうしたことから、国・地方公共団体が一段と踏み込んだ施策を講じようとしていることに大きな特色があり、そのためには20年余の実績を有する産業廃棄物処理業をより健全に育成することが必要であるとされていることにも、注目すべきです。

なお、一連の動向などは別図のとおりです。

〔別図〕

1. 産業廃棄物処理の現状

- ① 排出量が増大する一方、資源化・再生利用が停滞

排出量：昭和60年度 3億1,200万トン

平成2年度約3億6,000万トン

(推計、5年間で15%増加)

再生利用率：昭和60年度41%

(5年間で2%低下)

改正廃棄物処理法

により産業廃棄物の処理業者及び処理施設に対する規制の強化、再生利用の促進

再生資源利用促進法による

排出事業者の再生資源の利用の促進

- ② 用地難、周辺住民の反対、都市計画関係法等の各種規制の存在などが支障となり、処理施設（特に最終処分場）が絶対的に不足

首都圏の最終処分場の残余容量 平成元年度で0.5年分

- ③ 広域移動の増大、都道府県の県外廃棄物受入れの消極化と不法投棄の多発

昭和63年に、1,094万トンが都道府県外へ流出、

平成3年10月現在22道県において広域移動規制要領等を制定

産業廃棄物不法投棄量 平成2年190万トン

(対前年比219%増)

- ④ 排出事業者の産業廃棄物処理に対する取組みの不足

産業廃棄物の処理費用単価は一般廃棄物の処理費用単価の1/2程度

減量化・再生利用の停滞

- ⑤ 産業廃棄物処理業者の信用力、資本力の欠如と産業廃棄物処理に対する信頼性のなさ

2. 残された課題

- ① 産業廃棄物処理施設整備促進のための制度的枠組みの確立

- ② 健全な産業廃棄物処理業者の育成

3. 新たな構想

- ① 産業廃棄物の総合的処理施設について「産業廃棄物の総合的処理施設の整備の促進に関する法律（仮称）」に基づく厚生大臣の認定制度を設けるとともに次のような支援措置を実施

*政策融資

NTT-Cタイプ無利子・低利子融資

日本開発銀行特利⑤融資

産業廃棄物処理事業振興財團（仮称）

*債務保証、利子補給

産業廃棄物処理事業振興財團（仮称）

*誘因的国庫補助

産業廃棄物処理センターのみ

*税制上の優遇措置

特別償却、地方税の減免

*周辺公共施設の一体的整備

周辺整備基金の設置により地元地方公共団体の負担を軽減

- ② 民間事業者の拠出に国、地方公共団体の拠出を加え産業廃棄物処理事業振興財團（仮称）を設立し、産業廃棄物処理業者に対して債務保証、利子補給、起業化助成等の事業振興措置を実施

産業廃棄物の処理施設整備促進のための新たな構想

（平成3年11月厚生省資料から引用）

4. 期待される効果

- 認定計画による周辺住民の理解の増進と面的プロジェクトを通じた都市計画関係法等の規制緩和、地方公共団体・大企業保有遊林地の提供促進
- 優遇度の高い政策融資や税制上の優遇措置等による支援
- 総合的処理施設及び周辺公共施設整備に伴う地域開発効果

産業廃棄物処理施設整備の促進

- 排出事業者の拠出する財團の事業活動を通じた優良な産業廃棄物処理業者の育成

産業廃棄物処理への信頼の向上

- 総合的処理施設整備による産業廃棄物処理の効率化

処理料金及び委託処理費用の高騰の抑制

円滑な産業活動の確保

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」の概要

廃棄物処理法の改正のポイントは、①廃棄物の減量化・再生の推進 ②廃棄物の適正処理の確保 ③処理施設の確保 の三点にあります。そのため具体的には以下のような規定が盛り込まれています。

1. 法律の目的

廃棄物の排出の抑制と分別・再生が法律の目的として明確化されました。

2. 関係者の責務

今回の改正法では、国民の責務の規定を新たに設け、排出抑制、再生品の使用、分別等により、国や地方公共団体の施策に協力することと定められております。

また、事業者についても、廃棄物の減量化、適正処理の確保のため国や地方公共団体の施策に協力する責務が課せられています。

さらに、国、都道府県、市町村はそれぞれ適正な処理のため必要な措置を実施し、国民や事業者の意識啓発に努めることとされています。

3. 廃棄物の処理計画

一般廃棄物処理計画（市町村）及び産業廃棄物処理計画（都道府県）において、発生量・処理量の見込み、減量化・処理施設等に関する事項を定めることになりました。

また、多量の廃棄物を排出する事業者は、市町村長又は都道府県知事の命令により、減量化計画又は処理計画を作成することに定められています。

4. 廃棄物の減量化・再生

(1) 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の設置

市町村に一般廃棄物の減量等について審議するため、住民、処理業者、学識経験者から構成される廃棄物減量等推進審議会が設けることができるほか、これに協力するボランティアとして廃棄物減量等推進員が

委嘱することができます。

(2) 適正な処理手数料の徴収

粗大ごみ、事業者の協力を求める廃棄物、事業系廃棄物等の種類ごとに、処理費用等を勘案した処理手数料を徴収することにされています。

(3) 廃棄物再生事業者の登録

優良な廃棄物再生事業者について、都道府県知事の登録制度を設けることができます。

5. 廃棄物の適正な処理の確保

(1) 廃棄物処理業者の規制強化

廃棄物処理業者について、次のような規制が追加されています。

① 許可の更新制導入

② 欠格要件の拡大

③ 収集運搬業と処分業の区分

(2) 廃棄物処理施設の規制強化

廃棄物処理施設について、次のような規制が設けられるとともに、周辺環境に配慮した施設整備を行うこととされています。

① 設置の許可制

（市町村の一般廃棄物処理施設は届出）

② 使用前の検査義務

③ 最終処分場の台帳調整

(3) 製造業者等の協力

製造業者等の協力を得て広域的に処理することが合理的である特定の廃棄物については、次のように製品の製造者等の協力を求めることができます。

① 厚生大臣が市町村の設備及び技術に照らしてその適正な処理が全国各地で困難となっていると認め、指定した一般廃棄物の処理について、市町村長は、その製品の製造等を行う事業者に対し必要な協力を求めることができるこ

② 厚生大臣は、指定に係る製品の製造等の事業を所管する大臣に対し、市町村が事業者の協力を得られるよう要請することができること。

(4) 表示等の要請

不適正な処理により人体等に危険があるものや材質等の表示により資源化が促進されるものなどについては、厚生大臣は、事業所管大臣に対し、製品の材質・処理方法の表示等について製造者等への指導を要請することができること。

(5) その他

- ① 改善命令
- ② 事業者、処理業者に係る委託基準の強化
- ③ 罰則の全般的強化

6. 特別管理廃棄物

爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物を特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物として区分して、次のような規制が行われることになります。

- ① 特別な処理基準の設定
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置
- ③ 多量の特別管理産業廃棄物の排出事業者の処理計画の作成
- ④ 特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）の作成等の義務付けと都道府県知事による勧告制度等
- ⑤ 都道府県知事による特別管理産業廃棄物収集運搬業及び処分業の制

「再生資源の利用の促進に関する法律」の概要

この法律は、通商産業大臣の諮問を受けた産業構造審議会廃棄物処理・再資源化部会が「今後の廃棄物処理・再資源化のあり方」を答申したことを受けたものですが、次のような緊急的な課題に対応しようとするのであります。

- ① 近年の経済成長、国民生活の向上等に伴い、

度化

7. 廃棄物処理センターの創設

廃棄物処理施設の確保が極めて困難となり、今後益々深刻化すると言われる事態を改善するためには、

- ① 一般廃棄物の広域処理と製造者等の協力を求める処理を推進すること。
- ② 産業廃棄物について、公共の信用力、民間の資金、人材、ノウハウを活用して処理施設の整備を推進すること。

などが必要となることから、次のように法人を指定し業務を支援することとされました。

(1) 指定

特別の管理を要する廃棄物等の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的とし設立された民法第34条の公益法人であって、その基本財産に地方公共団体から提出されたものがある法人を都道府県単位で厚生大臣が指定します。

(2) 業務

特別管理廃棄物、通常の市町村で処理困難な一般廃棄物及び産業廃棄物に係る処理並びに処理施設の建設、運営などを行います。また、業務内容ごとに事業者等の出えんによる基金を設置し、業務の全部又は一部に充てることになります。

(3) 財政上の優遇措置

国は、廃棄物処理センターに対して補助金の交付等、財政上の優遇措置を講ずるよう定められています。

廃棄物の発生が増大し、処理・処分場の不足が顕在化。従来の廃棄物の処理・処分対策では限界に達しており、生産・流通・消費の各段階に亘って再資源化を促し、資源の有効利用を図るとともに、廃棄物発生の抑制や環境の保全に資することが急務。

② 主要な資源を輸入に依存する我が国の事情からも、資源の有効利用を一層促進していく必要が大。

③ これらの課題に対処するための事業者等の努力を促すことが必要。

なお、法律の概要是以下のとおりです。

1. 基本方針

主務大臣（事業所管大臣等）が、再生資源（使用後の物品又は工場等で発生する副産物のうち有用な資源として利用できるもの）の利用を総合的に促進するため、基本方針を策定・公表します。

2. 関係者の責務

再生資源の利用を促進するため、事業者、消費者並びに国及び地方公共団体の責務が一般的に定められています。

3. 再生資源の原材料としての利用促進に関する措置 （特定業種に関する措置）

事業者が再生資源を原材料として利用することを促進するため、政令で定める業種について、主務大臣が事業者の判断の基準となるべき事項を策定し、必要な指導及び助言を行うこととされています。また、必要に応じ、勧告等を行うことができることになっています。

また、特定業種には次の三業種が指定されています。

紙製造業（リサイクルの種類：古紙）

ガラス容器製造業（同上：カレット）

建設業（同上：土砂、コンクリート塊）

なお、行政的な勧告・命令の対象となる要件は次のとおりです。

紙製造業：年間生産量1万トン以上

ガラス容器製造業：年間生産量2万トン以上

建設業：年間施工金額50億円以上

4. 製品に関する措置

（第一種指定製品に関する措置）

物品が使用された後に再生資源として利用されることを促進するため、政令で定める製品について、主務大臣が製造業者及び販売業者の判断の基

準となるべき事項を策定し、必要に応じ、勧告を行なうことになります。

なお、第一種指定製品には次のものが指定されています。

自動車（原動機付自転車を含む）

大型家電製品（ユニット形エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）

5. 表示に関する措置

（第二種指定製品に関する措置）

製品が使用された後に再生資源として利用されるよう、主務大臣が政令で定める製品について、消費者、回収業者等による分別収集をする上で識別が可能となるような表示事項を策定し、必要に応じ、製造業者又は販売業者に対し、勧告等の措置を講ずることになります。

なお、第二種指定製品には銅製・アルミニウム製の飲料缶が指定されています。

6. 発生する副産物の利用促進に関する措置

（指定副産物に関する措置）

工場等で発生する副産物が利用されるようにするため、主務大臣が政令で定める副産物について、事業者の判断の基準となるべき事項を策定し、必要な指導及び助言を行うことになります。

また、必要に応じ、勧告等を行うことができるようになります。

なお、指定副産物には次の六種類が指定されています。

スラグ（業種：製鉄業、製鋼・製鋼圧延業）

石炭灰（業種：電気業）

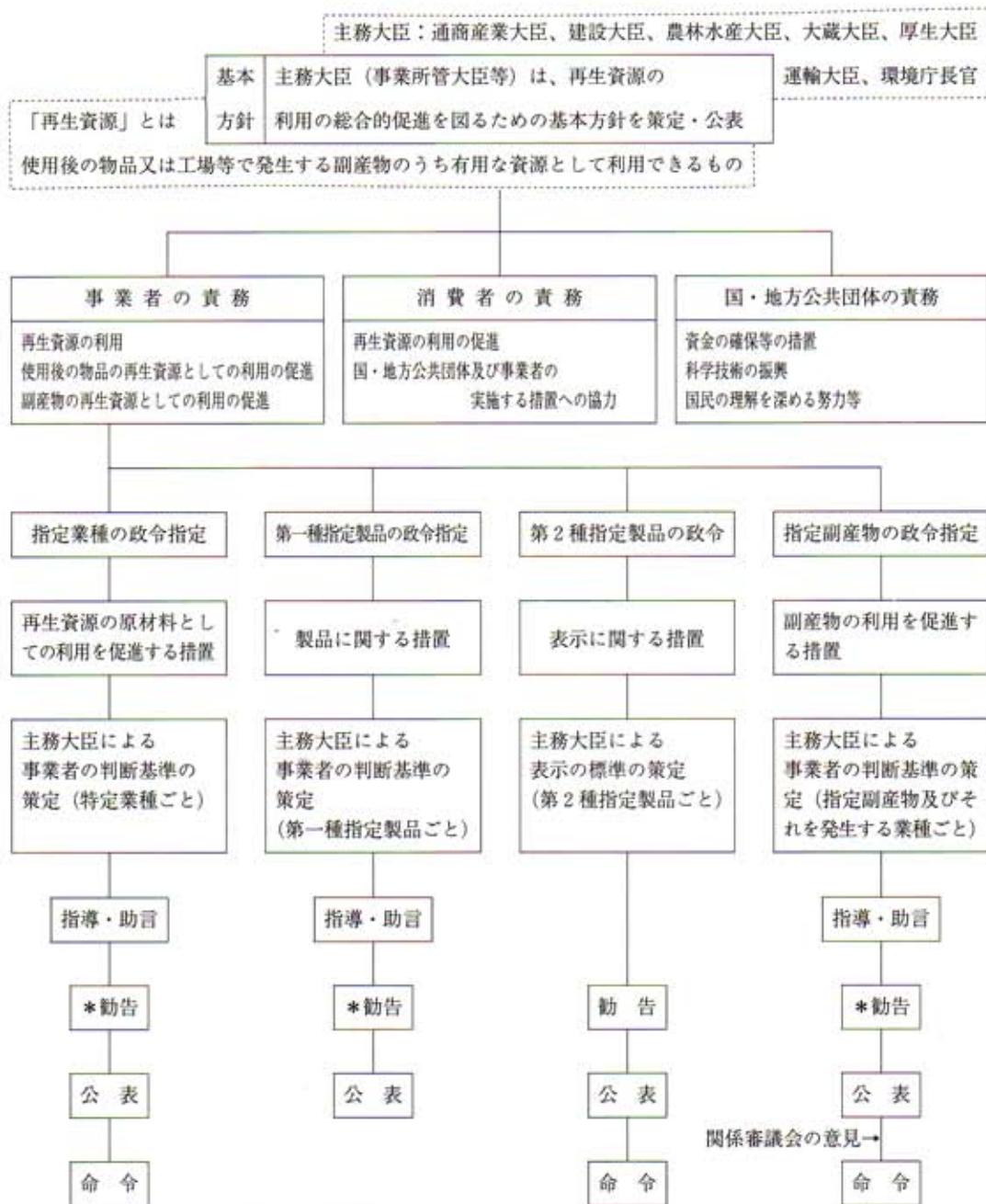
土砂、コンクリート塊、アスファルト塊、木材（業種：建設業）

その他参考事項

1. この法律は、他の事業所管大臣等と共に適用されます。

2. 次頁「概念図」を参照ください。

「再生資源の利用の促進に関する法律」概念図



*印：政令で定める一定規模以上の事業者

社員研修に産業廃棄物問題 飛雄建設株

飛雄建設株式会社（正会員：高山市）では、産業廃棄物問題を取り上げて、去る9月5日に社員研修会を開催されました。この研修会には協会から河村常務理事が講師として出席しましたが、30名を超す社員が終始熱心に聴講されました。

会報臨時増刊号を発刊

広報編集委員会（委員長：山村けい）では、9月10日「協会要覧」を臨時増刊号として発刊し、会員をはじめ関係機関等に配布しました。この増刊号は会員名簿を主体とし、協会の組織などを多くの方々に理解して頂くために企画したもので好評を受けております。

「廃棄物と生活環境を考える全国大会」

名古屋で開催 清水副理事長に局長感謝状 厚生省・愛知県及び名古屋市の主催による「第4回廃棄物と生活環境を考える全国大会」が10月15日名古屋国際会議場で開催され、席上、清水副理事長に厚生省生活衛生局長から感謝状が授与されました。

また、翌16日には現地視察（御船処分場建設現場）も開催され、両日とも多数の協会員が参加されて盛大裡に閉幕しました。

「産業廃棄物資源化シンポジウム」

実行委員会解散

既報「産業廃棄物資源化シンポジウム」は、盛大裡に閉幕しましたが、その報告会が10月21日（月）「レストランめしや」で開催されました。席上、参加者は1,066名（展示者参観者を除く）であったと報告され、近く報告書を作成して関係者に配布することなどが決められました。

なお、この会議を以って実行委員会は解散することとなりましたが、本協会からは次の方々が参画されておりました。

委員長 井口恒男副理事長

（県衛生環境部長）

副委員長 清水正靖副理事長

委員 小林 和専務理事

委員 國島 弘理事

委員 秋田久康理事

監事 貞岡正弘監事

副幹事長 河村歟男常務理事

幹事 田中一郎理事

幹事 山村けい理事

飛騨地区産業廃棄物対策基金活動

飛騨地区的産業廃棄物対策基金の募集活動は事務局が担当することとされていますので、去る10月24日早朝から小林専務理事と河村常務理事が各社の訪問活動を行いました。各社とも再訪問でしたが遠隔地だけに効率が悪く、今後も苦行が続くことになります。

会報（第9号）の発刊

広報編集委員会（委員長：山村けい）では11月10日付で会報（第9号）を発刊し配布しました。

広報編集委員会の開催

広報編集委員会（委員長：山村けい）では、11月14日「レストラン富士」において第3回委員会を開催しました。この委員会では次号を新年号として編集するよう方針が定められましたが、より多くの会員に喜ばれる会報にするために、各会員の投稿等による協力を求めるべきとの意見が多く提出されました。

「産業廃棄物対策基金」活動打合せ会

恵那保健所管内

11月19日（火）恵那保健所で産業廃棄物対策基金に関する打合せ会が開催され、小林専務理事と河村常務理事が出席しました。この打合せ会には恵那保健所から松井課長及び近藤係長が、地域協議会からは4名の造成委員が出席されました。

打合せ会では、地域協議会を代表される各委員から他地区に比して大幅に立ち遅れている募金成績等について、鋭い意見などが提出されました。「恵那地域協議会として活動を展開する」と言う力強い結論を示して頂きました。

改正処理法施行を前に活発な全国行動を展開

20年ぶりに大改正された廃棄物処理法が平成4

年4月以降に施行されることになり、全国的な行動が活発に展開されています。詳しくはトピック欄に収載しました。

改正処理法説明会の開催

11月22日(金)改正処理法の説明会が愛知県勤労会館で開催され、本協会からも110名の参加申し込みがあり、熱心に聴講されました。

高井理事入院、加療

本協会理事高井信夫氏は、去る11月14日岐阜市安江病院に入院されました。持病を退治するための手術を受けられたのですが、経過は極めて良好です。

本協会では、11月25日に小林専務理事と河村常務理事がお見舞に参上しました。

社団法人 三重県産業廃棄物協会が発足

三重県産業廃棄物処理事業協同組合(理事長：門井良介)では、かねてから公益法人化を検討されていましたが、去る11月27日発足の運びとなり創立総会が開催されました。同日、四日市都ホテルで開催された創立総会記念祝賀会には本協会か

ら清水副理事長、小林専務理事及び坂理事が出席し祝いを申し上げました。

なお、岐阜県産業廃棄物処理協同組合からも田中、水谷両副理事長及び富田専務理事が出席されました。

巡回指導車の活動

適正処理委員会(委員長：田中一郎)では、巡回指導車によるパトロールを実施しており、前号には「同乗記」として記事を掲載しましたが、本年1月配車以来の活動状況は次のとおりです。

月日	曜	対象地区	担当者
8. 7	水	岐阜	小林専務、杉山係長(岐阜市)
9. 17	火	西濃	小林専務、粥川委員、久保田(枝)主査(大垣保健所)
9. 30	金	大野	河村常務、二重谷課長(大野保健所)
10. 8	火	可茂	小林専務、國島委員(代理:池田)刈谷(枝)調整監(加茂保健所)佐伯係長(可茂保健所)
10. 25	金	高山	河村常務、貞岡委員(代理:原口)児山主任技師(高山保健所)
11. 5	火	恵南	河村常務、佐藤委員
11. 27	水	郡上	河村常務

「産業廃棄物対策基金」 寄付ご承諾事業所のご芳名

(平成3年11月30日現在)

「環境を守り、産業を支える」を合言葉に、平成2年度から着手した基金造成事業は、着実にその成果を収めつつあります。特に、目標額3億円のうち産業廃棄物を排出される事業所から5,000万円のご寄付をお願いすることについては、基金制度の存否に係るものだけに各造成委員は、真剣かつ精力的に活動を展開しております。

お陰様で300社を超える事業所からは、快くご承諾を賜ることができましたが、目標額を達成するには至っておりません。なかには、廃棄物の排出の有無に関係なく二つ返事でご承諾頂いた事業所もあり、担当者一同感激したこともありますが、極めて厳しい状況にあります。

私たちは、この基金造成活動を通じて緊迫した産業廃棄物処理の実態をご理解頂きたいとも考えております。全会員が一致協力し、目標の達成に向けた努力が求められる所以でもあります。

最後になりましたが……

ここに、本年11月30日現在ご承諾いただきました事業所のご芳名を紹介し、深甚なる謝意を表します。

寄付承諾事業所 (順不同)

岐阜地区

カワボウ(株)	千代菊(株)	(株)ホンダクリオ岐阜
岐セン(株)	(株)コガネパン	(株)ナカシマ
山口鋼業(株)	東海重工(株)	近藤満(株)
岐阜精機工業(株)	岐阜三星染整(株)	岐阜スバル自動車(株)
北村バルブ(株)	カワボウテキスタイル(株)	濃飛倉庫運輸(株)
(株)三陽電機製作所	(株)大塚紡績工場	(有)赤穂工業所
岐阜車体工業(株)	丸伴化学工業(株)	(株)岐阜加工ベニヤ製作所
長谷虎紡績(株)	福寿工業(株)	(株)岡本
(株)文溪堂	不二精工(株)	(株)共和铸造所
都築紡績(株) 鶴沼工場	岩田光学工業(株)	(有)田中铸造所
日本毛織(株) 岐阜工場	岐阜プラスチック工業(株)	中部アルミ工業(株)
(株)東海スプリング製作所	カルビー(株) 各務原工場	東海銑鉄(株)
川崎重工業(株) 岐阜工場	ムトー精工(株)	鍋屋工業(株)
日産サニー岐阜販売(株)	榎本工業(株)	丹羽铸造(株)
特種製紙(株) 岐阜工場	岐阜トヨタ自動車(株)	(株)高橋铸造所
日興毛織(株)	徳田工業(株)	大洋铸造(株)
(株)トーカイ	(株)テクノ共栄	東海铸造(株)
富士变速機(株)	(有)山本ボイラーメンテナンス	(株)ナベヤ
岩仲興産(株)	三浪工業(株)	西垣ポンプ製造(株)
日本たばこ産業(株) 東海工場	(株)和井田製作所	(株)林铸造所
(株)田幸	ホラタ工業(株)	福德工業(株)
天龍工業(株)	中日本ダイカスト工業(株)	(有)三里铸造工業所
高岡铸造(株)	丸栄コンクリート工業(株)	大洋紡績(株)
(株)岐阜カクダイ製作所	(株)日本タクシー	東海染工(株) 岐阜工場
(株)喜多村合金製作所	森田铸造所	ギター食品(株)
ミズタニバルブ工業(株)	篠田電機工場	エーザイ(株) 川島工場
佐野鐵工(株)	(有)高橋鉄工所	日本高圧コンクリート(株)
岩戸工業(株)	信栄ゴム工業(株)	岐阜富士工器(株)
航空規格工業(株)	日産プリンス岐阜販売(株)	名古屋三菱ふそう自動車販売(株)
東海カラワ(株)	T H K(株) 岐阜工場	岐阜くみあい食鳥(株)
国分木工(株)	(株)ハヤシ	丸盛パイル(株)
宇部日東化成(株) 岐阜工場	(株)市川金属	日の丸自動車(株)
	朝日精練(株)	岐阜トヨペット(株)
	(株)常盤電機	(株)岐阜セラック製造所

協会だより

株宇野铸造所	大東乳业(株)	昭和コンクリート工業(株) 指斐川工場
太洋製紙(株)	(有)三井铸造所	東神電工(株)
高橋製紙(株)	鈴木铸造所	(株)東神電気 指斐川工場
株後藤鉄工所製紙工場	三光アルミ(株)	大丸松下食品(株)
厚見製紙(株)	福村製紙(株)	大日金属工業(株) 岐阜事業所
(有)共栄製紙所	岐阜いすゞ自動車(株)	八州金属(株)
中州製紙(株)	(株)岐阜高島屋	(有)トモ工商店
河村製紙(株)	日幸製菓(株)	三宝化学工業(株) 大垣工場
住田整染(株)	(株)新岐阜百貨店	(有)高田工業
(株)モーリタン	日産ディーゼル 岐阜販売(株)	グリコ協同乳業(株) 中日本事業部
東洋染色工業(株) 岐阜工場	西濃地区	
玉腰興業(有)	神鋼造機(株)	カネボウ光陽(株)
(株)昭和染工場	太平洋工業(株)	(株)伊藤精密製作所
丹羽産業岐阜(株)	味の素冷凍食品(株)	揖斐川工業(株)
山口染色(株)	松下電子部品(株) 高周波部品事業部	スイトタクシー(株)
丸京染色(株)	豊島紡績(株) 神戸工場	日本ハイモ工業(株)
影山染色(株)	鐘紡(株) 大垣工場	シンコー工業(株)
堀場染色(株)	(株)郷鉄工所	丸山工業(株)
資木曾川染絨	帝人(株) 岐阜事業所	新興鋳物(株)
永田染工(株)	都築紡績(株) 糸貫工場	東海森紙業(株) 岐阜事業所
(株)青木染工場	(株)ナイガイテキスタイル	三洋電機(株) 人事本部岐阜管理センター
三喜産業(資)	樹ノアックコーポレーション 南濃事業新	(株)原織機製作所
郡上紡績(株)	天野製薬(株) 養老工場	安田金属工業(株) 岐阜工場
美尾整理(株)	日東あられ(株)	東邦レーヨン(株)
三晃染色(株)	(株)紀文フードケミファ 岐阜工場	小里機材(株)
山田染絨(株)	三光化学工業(株)	吉田木材(株)
ナイト織興(株)	千代田工業(株)	美津濃(株) 養老工場
起染色(株)	岐阜カリモク(株)	帝国織維(株) 大垣工場
長良川染工(株)	長良製紙(株)	アルナ工機(株) 養老工場
川口染工場	富士加工(株)	コータック(株)
靖和染色(株)	後藤段ボール(株)	日本無機(株) 垂井工場
岐阜クマニシ染工(株)	(株)大鹿印刷所	平井精密工業(株)
(有)柴山染工場	明治製菓(株) 岐阜工場	朝日興業(株)
(資)中屋染工場	(株)西濃イノアック	小泉工業(株)
(有)ヤマセン	旭化成工業(株) 穂積工場	(株)吉田ハム
南谷染色(株)	日本インシュレーション(株) 生産事業部	日本合成化学工業(株) 大垣工場
モルザ(株)		大垣化成工業(株)
		二村化学工業(株) 大垣工場

協会だより

ヨーコン(株)岐阜工場
中村製紙(株)

中濃地区

ライン生コン(株)
岐阜県東濃生コン協同組合
(株)カネ三生コンクリート
(株)鈴木石油店
丸ス産業(株)
貝印カミソリ工業(株)
フェザー安全剃刀(株)
富士電機冷機製造(株)
大福製紙(株)
(株)ライクスタカギ
東和耐火工業(株)
(株)甲山製作所
野田産業(株)
不二見セラミック(株)岐阜工場
二村化学工業(株)
濃飛タイル(株)
佐藤化学工業(株)
株洞戸化成
株神測カヤバ製作所
株神代鉄工所
株川辺カヤバ製作所
名古屋バルブ(株)
大栄住宅(株)可児工場
船橋物産(株)
カヤバ工業(株)岐阜事業所
日本情報用紙化工(株)
白鳥アイチーエマソン(株)
日本パワーステアリング(株)岐阜工場
東栄管機(株)
日産コンクリート(株)
(有)小川建材
美濃アルミ(株)
(合)武藤商店

(株)古田鉄工
(株)東洋工機
白川生コン協業組合
(株)名古屋螺子製作所
(株)マツバラ
(株)大雲製紙
三輪製紙(株)
藤田製紙(株)
東邦紙業(株)
武勝製紙(株)
小川産業(株)
川一製紙(株)
牧製紙(株)
加根丈製紙(株)
(有)村井製紙所
美濃桜製紙(株)
(株)大翔製紙加工

東濃地区

三菱電機(株)中津川製作所
東清運輸(有)
本州製紙(株)中津川工場
美濃窯業(株)瑞浪工場
(株)中央物産
株協信
鈴木工業(株)
(株)山加商店
北恵那交通(株)
(株)イワシ
東濃工業(株)
アイカ電子(株)
ソニー瑞浪(株)
(株)ミハト
中央板紙(株)
笠原陶磁器工業協同組合
滝呂陶磁器工業協同組合
市之倉陶磁器工業協同組合

多治見陶磁器工業協同組合
高田陶磁器工業協同組合
土岐津陶磁器工業協同組合
泉陶磁器工業協同組合
肥田陶磁器工業協同組合
土岐津西部陶磁器工業協同組合
下石陶磁器工業協同組合
妻木陶磁器工業協同組合
駄知陶磁器工業協同組合
瑞浪陶磁器工業協同組合
恵那陶磁器工業協同組合
全国モザイクタイル工業組合
岐阜県耐火煉瓦工業組合
(株)T Y K
(株)トキワ
(有)山正環境管理

飛騨地区

飛騨産業(株)
飛騨運輸(株)
吉城薬品工業(株)
アルプス薬品工業(株)
日本レヂボン(株)生産本部
神岡部品工業(株)
柏木工(株)
(株)金山カヤバ製作所
神岡鉱業(株)

岐阜地区	147社
西濃地区	64社
中濃地区	50社
東濃地区	34社
飛騨地区	9社
合計	304社

海外事情調査報告

環境にやさしいまちづくり調査を振り返って

岐阜県衛生環境部環境整備課

高崎 善文

平成3年10月14日から12日間の米国における「環境にやさしいまちづくり調査」を、県、市町村、婦人会等の団体で構成する調査団の一員として参加しましたので、見聞きしたことをご報告申し上げます。

今回の調査では、名古屋を出発し、成田及びシアトルを経由して、米国の最初の目的地であるシカゴに到着しました。到着時刻が現地時間で午後7時過ぎでしたので、街の夜景もすばらしいものでした。シカゴ市は、米国第三位の大都市ですが、そのオーハラ空港は、市街地に近く、また、道路網（ストリートとアヴェニュー）、ダウンタウン、住宅地等が整備されていました。これは、過去3回の大災害を契機として、都市計画の重要性が認識され、現在のように整備されたと聞き、米国民の開拓精神といいますか、不屈の精神には驚かされたところであります。シカゴ市のダウンタウンには、世界第一位と第四位のノッポビルを始め、多数のビル群が林立しており、その中に数十階建ての非常に大きな立体駐車ビル、また、三層となつた道路も見られました。



最初の訪問は、シカゴ市役所であり、清掃局のティムジ副局長及びジーズマン補佐の両氏が親切に、丁寧に、同市の「ブルーバッグプログラム」というリサイクル計画を実施しているとの話がありました。これは、内容物が分かるような透ける13ガロン（約50リットル）の容量の青色のビニール袋に、新聞、段ボール、金属くず等の再生利用出来るものだけを市民に入れてもらい、リサイクルセンターで選別し、売却するシステムである。ただし、このプログラムは、まだ特定のモデル地域で実施しているのみであるが、「リサイクルは、シカゴから始まる。」というキャッチフレーズも定められています。以上のことから、推察されますように、米国全体での再生利用があまり進んでいないようである。なお、個別事例では、マクドナルドのように積極的に推進している企業もみられます。

同市の固体廃棄物（Solid Waste、日本でいう一般廃棄物には該当するもの）については、これの約8割が埋立処分（Dumping）しており、残りを焼却処分しています。排出者での分別は、ほとんど実施されていない。これは、広大な国土を保有する米国であればこそ、行われているものであると感じました。

また、廃棄物の組成の中に、庭木及び芝草の刈ったものが、廃棄物全体の約2割を占めているが、これは日本にみられない特徴であろう。これをコンポスト化することが急務であると位置づけされています。

その日の午後には、世界一の廃棄物処理業者であるウェイスト・マネイジメント社を訪問する予

定でありましたが、当地へ着いてから訪問を遠慮して欲しい旨の連絡があり、急きょシカゴ市の焼却施設を見学することになりました。しかし、それを快く迎えてくれたシカゴ市に対して、感謝しております。当該施設は、機械化バッチ式で、その処理能力が400t／日のものが4基あり、夏期はフル操業ありますが、冬期は1基休止させているとのことがありました。また、ごみ焼却場といえば、一般に特有の異臭を発しているのが通例ですが、ここではほとんどそれを感じなかっただし、さらに、驚いたことには、20年も前に造られた施設が、現在もきちんと整備され、活躍していることがあります。そして、その当時から、水蒸気を隣接している菓子メーカーに売却して200万ドルの収入を得ていることは、いかにも米国的であると感心したところあります。しかしながら、当該施設は、低所得者が密集する住まいの近くに隣接しているが、こうなった事情を確認していないが、地価が安いから彼らが住みついたのかも知れません。日本の何処でも起きている迷惑施設の設置場所の選定について、その事情は米国でも変わらないと思われました。

それから、イリノイ州では廃棄物処理施設の設置に係る州法の基準が厳しいため、この10年間に最終処分場はたった1施設しかできていない。しかしながら、シカゴ市には最終処分場を自ら造ろうという考え方は全くなく、焼却灰は処理業者に委託しております。それは、処理業者がそれだけ成長し、十分な社会的評価を得ているのであろう。

調査目的から外れますが、米国の喫煙権の絶大なることには、ヘビースモーカーの私にとっては、はなはだ困惑する限りがありました。それは、何処に行っても「No smoking here.」と表示されているし、喫煙できる場所は片隅に追いやられていることでした。日本も近い将来その日が来るのではないかと心配するこの頃です。

今回の調査の移動は、飛行機を利用しましたが、これは時間的な節約もありましたが、米国ではそ

れが日常化している、すなわち、米国が広大なことと飛行機産業がいかに発達しているかを証明しています。

次に、近代的な五大湖の町から港の町ボストンへ移動しました。ボストンは、日本と比べればほんの僅かしかない米国建国の歴史の全てを語っている町であります。しかし、文化や伝統を非常に大切に守っていることがうかがえる以上に、さらに、その歴史を造ろうとしているかのように思われました。それから、市内には100もの大学があり、かの有名なハーバード大学（訪問予定先）やマサチューセッツ工科大学（M.I.T.）もその内の一つであり、人口60万人の都市に集中していることに驚きと奇怪さを感じました。また、両大学とも卒業式は、構内の芝生の上で行うと聞いて、米国民性の不思議さをまたまた感じたところであります。当然のことながら日本では、立派な講堂で行っていることだと思います。

ボストン市での最初の訪問先は、ハーバード大現在環境科学の教鞭を取っておられる柳沢助教授で、先生から講演をうけたまわる予定でいたのですが、同先生のボスのジョン・D・スペングラー教授が挨拶にお越しになり、そのまま自分の研究内容を一方的にしゃべりまくり、そのため、柳沢先生には十分な時間がなくなり、こちらから質問し、先生に応えていただくこととなりました。



先生の持論では、「廃棄物対策では、「強制」を最少限に抑え、「誘導」に重点を置く必要がある。」

すなわち、『意識的に廃棄される消費材については、製品自身に預託金を付加するデポジット制を導入し、二酸化炭素のような有害廃棄物には、採掘者が預託金を通して回収・再資源化の費用を賄う。これらの預託金システムにより「省資源」「小廃棄物」へ社会を自律的に誘導する。』というものであります。それから、先生から、ハンカチの役割について日本と米国との違いを、それは我が国では濡れた手を拭くのに主に使用しますが、米国では鼻をかむのに使うと聞いて驚くとともに、何処のトイレにもペーパータオルがありました。それがすべてバージンパルプから作られているものであり、紙ゴミは、米国では今後ともその生活習慣を変えない限り減らないであろうと感じました。

また、ハーバード大学には、おもしろい話があります。それは、同大学の創立者の銅像ですが、創立者のものではなく、創立当時の学生の中で一番人気のあった者がモデルとして造られたそうです。

次に訪問したのは、ボストン市役所において開発関係の部署の担当者のグリスコック氏からの説明を受けましたが、我々のために、開発の手続きフローをB紙いっぱいにマジックで色分けして、何枚も書いて丁寧に準備してくれました。これには、理解させてやろうという意気込みが伝わってくるとともに米国民の器の大きさに非常に感激しました。その説明は、システムが難解であり、言語の壁で理解し難かったが、委員会や住民の意見を何度も繰り返し聞き、合意が得られるまで続けるというものであります。これこそが、

米国の民主主義であると感じ、日本でも一定期間の継続するという制度を取り入れられているものがありますが、これは名ばかりで形式主義に陥っている現実があり、「日本の民主主義もまだまだ」と思うとともに、「国民性の違いなのかなー」とも感じました。

次に、米国環境保護庁のボストン事務所を訪れ、連邦政府、州政府、シティーの環境保全に係る役割分担、ボストン湾等のひどい汚染状況とその汚染対策事業について説明を受けました。その対策事業の進捗が余り進んでいないと平氣で答え、その原因が連邦政府からの押し付けであるとはっきり答えていました。また、その汚染の原因が下水道の合流式にある分かりながら、分流式にしないのが不思議でありました。分流式にはボストンにとって大きなデメリットが何かあるのでしょうか。

そのせいではありませんが、ボストンで有名なロブスター料理が食べれなかったことが今さらながら残念でなりません。

このように、取り留めのない話を綴ってきましたが、紙面の都合もあり、その後訪問したニューヨーク市、ヒューストン市及びヨセミテ国立公園は話は真新しいこともないので、割愛させていただきます。

最後に、米国の州は、日本の県とは全く性格の異なる機関であること、すなわち一つの国のようにあることを、買物することにより分かったのです。各州法により消費税率が定めてあり、ある品物の場合には、0%から8%まで幅があり、米国は「合衆国」ではなく、「合州国」であると思いました。

『花の都 岐阜づくり』運動 に参加しましょう

岐阜県「花の都 岐阜づくり」推進本部

使用済み注射針簡単な処理法を考案

—盛岡市—

〈岩手日報・9月25日〉

盛岡市長田町の岩手高校物理部は、家庭用の電子レンジとシャープペンシルの芯を使って注射針を溶かす実験に成功した。同部が昨年から取り組んでいる超電導磁石の実験から、シャープペンシルの芯に含まれているカーボンで針を溶解させると十分な高温が得られることが分かった。医療廃棄物の不法投棄が社会問題化している中、簡易な処理法として注目を集めそう。

溶解法はシャープペンシルの芯二本ずつ横に並べ、その間に針を直角に置き、電子レンジに入れて熱する仕組み。芯の長さがちょうどレンジの周波数の半波長であるため、針を置いた部分では約五千度もの高温を発する。約五秒間で針の先端は溶けて炭化するので後は産業廃棄物と一緒に捨てることができる。

県パルプ工業会 ダイオキで指針

—愛媛県—

〈愛媛新聞・10月23日〉

製紙排水からの猛毒のダイオキシン発生防止対策を研究していた県紙パルプ工業会は十月二十二日、川之江市の紙パ会館で臨時総会を開き、平成五年末までに、発生の目安となる排水中の有機塩素量をAOX（吸着性有機ハロゲン化合物）測定値で製品一・五ppmあたり、一・五ppm以下に抑えることなどを決めた。

昨年十二月、日本製紙連合会が独自に示した業界指針に沿ったもので、中小製紙業界が独自に発生源対策として自主規制の目標値を出したのは初めて。環境庁の環境汚染の実態調査では、広範多岐の原因でダイオキシン類の汚染が全国的に広がっており、全国の他の製紙工場地域のモデルケースになるとみられる。

近く、工業会内に環境保全委員会を設置、指針

の実現に向け、各企業の助言、指導にあたる。

産発不法投棄 約一年で382件 —福島県—

〈福島民報・9月27日〉

昨年十月から今年八月までに県（福島）が把握した県内の産業廃棄物の不法投棄は三百八十二件に上ることが九月二十六日開かれた定例県議会本会議での長沢栄治保健環境部長の答弁で明らかになった。投棄者が分かったのは四七%の百七十八件で、このうち半数は建設業者だった。残りは土地所有者がやむなく片付けるというケースが目立っている。

長沼部長は「県の要綱に基づき、投棄者が判明したものについて業者に対し速やかに回収を指導するとともに、投棄者が判明せず周辺環境に影響を及ぼす場合は、土地の管理者の協力を得ながら対処している」と答えた。

違反の事業ごみはNOステッカー作戦開始

—埼玉県・山口市—

一般家庭ごみに混じって商店などから出る事業系のごみが収集ステーションで幅をきかせているのに対応して、川口市は十一月から、事業系ごみの放置自粛を呼びかけるステッカー作戦を開始した。

「守ろうルール」と大書したステッカーは、カラスのイラスト入り「事業系ごみは自己処理（または許可業者収集）が義務付けられています」と同市の収集ルールを説明、「市は収集しません」と記されている。

週二回のステーション回収で見つけた事業系ごみ袋に、このステッカーを張り付け、ルール通りの処理を呼び掛ける。それでも改善されない場合は、ステーション周辺の商店に説明のチラシを配布、担当職員が戸別訪問して理解を求めていく。

くず鉄、買い取り一転して有料化—茨城県—

〈茨城新聞・11月8日〉

「空き缶などくず鉄の引き取りは、お金をいた

マスコミ報道の紹介

だきます」—くず鉄回収業者らの団体・茨城県再生資源事業協同組合（加藤修理事長、百七十社）は、これまで買い取りで回収していくくず鉄を十一月から一転させ、有料化に踏み切った。

バブル経済崩壊による景気の陰りから鉄筋、鉄骨の建設需要が急激に減り、くず鉄の価格が大幅に下落したためだ。

再生資源利用促進法（リサイクル法）が十月二十五日に施行されたが、有料化に伴い市民レベルの空き缶リサイクル運動やボランティア、町内会で盛んになっている資源回収にも影響しそうな雲行き。関東では埼玉、群馬、千葉、東京に続いているくず鉄回収有料化である。

有効利用で 横領扱いに 佐賀市—

（西日本新聞・11月7日）

佐賀市内のごみ捨て場に放置されていた自転車を修理し乗っていた同市内の母子が、佐賀署から自転車の使用は横領容疑にあたるとして取り調べを受けていたことが六日までに分かった。母子に任意出頭を求め「微罪処分手続書」に署名押印して提出を要求するなど、同書の「犯罪者」扱いに母親は「ごみを有効利用しただけなのに」と憤慨、書類の提出を拒否している。リサイクル運動が盛んになる中、ごみの「所有権」をめぐる当世風の問題を提起して波紋を広げている。

母親の話によると、七月ごろ自宅近くのごみ捨て場に十日間ほど放置されたままの自転車をみつけ、持ち帰った。後輪がパンクしていたため修理し、息子の学生などが通学などに使っていた。

医療廃棄物処理施設で市都市計画審答申

—秋田市—

（秋田さきがけ・11月1日）

地元住民の反対から秋田市上新城地区での建設を断念、秋田市向浜の県有地に建設されることになった医療廃棄物処理施設の位置決定に関する同市都市計画審議会（佐藤博之会長）が三十一日開かれ、「都市計画上支障はない」と石川市長に答申することを決めた。

新しい建設予定地は同市向浜一丁目の県企業向用地である向浜工業団地。諮問されたのは同団地内の千九百七十一平方㍍（施設部分千平方㍍、他は道路、緩衝用緑地）への同施設建設が都市計画上妥当かどうかという点。

下水汚泥処理総合計画づくり

—群馬県—

（上毛新聞・11月4日）

産業廃棄物処理場の慢性的な不足によって、群馬県内の各下水道処理場から大量に排出される汚泥の処理方法が県や市町村にとって大きな悩みとなっている。

こうした現状を踏まえ、群馬県は下水汚泥のより有効で広域的な処理システムを構築するための総合計画づくりに着手する。将来的に汚泥処理の費用が下水道会計を圧迫するのは不可避免とみられておりこれに備えての試みは北関東三県で初めて。

計画は二ヵ年で、本年度は県内全域の汚泥発生の現状、将来予測を把握。来年度は肥料化などの処理方法、処理基地、輸送手段など具体的な処理構想を策定し、汚泥処理の今後の指針としていく考え。

「愛の献血」

いたくもこわくもなかつたよ
人の命が救えたからね

岐阜県献血推進協会

鬼手仏心

俳人 澤田芦月

「先生ノ上の額の字、いい言葉ですね」

「いいだろう…」これが接骨医としての俺の信条なんだとは言われなかつたが、そういう気持ちがうかがわれる顔であった。少なくとも私にはそう感じたのである。

自分の不注意、無分別から椅子から転落して背部をしたたか打った。回転椅子を踏台にして高い壁面に地図をはろうとした時、回転椅子が回ったので転落したのだ無分別という外あるまい。とも角痛さに耐えながらKという接骨院に運ばれた。接骨医といえばかなりの年を召してあご鬚位ある見るからにきびしい顔かと想像していたが、案に相違して親しみとやさしさを浮かべた若い先生であった。

診療室が開け放しなので、誰がどんな施療を受けているかが、待合室からよくわかるのである。「あんなひどい事をされて耐えられる知ら…」と思っている人、手ごわい施療に顔をそむける人などの患者達である。

「十三番の方！」と呼ばれた。いよいよ自分の番だ、どうあっても我慢をしなくちゃと診療室に入った。入ったとたん頭上の鴨居にかかっている額に眼がついた。「鬼手仏心」の横額である。さまざまな施療を受ける患者の様子、それを行う接骨医の様子を見るともなく見ていた私には、この文字は強く胸をうつたのである。可愛そうだ、気の毒という仏心が強すぎては、ああした施療は出来ない。接骨医としての役目も果たせまい、心に仏心を宿して手でする事は鬼のきびしさなのである。寝台にうつ伏せになった私、寝返り一つ出来ない、少し動いても針でつつくような痛さなので

心配でならない。先生はおだやかな眼ざしに笑みを浮かべ、私の訴えを聞き乍ら暫く患部をマッサージをしたあと腰をしっかりとささせていて二、三回軽く体を捻転させた上、一瞬コクンと音がしたかと思う程強く敏捷に左へ捻転をされた。

「痛かったか？」

ほんの一瞬でハッとしたが、耐えられぬ痛さでもなかった。

「はアー」とわけのわからぬ返事をした。施療される接骨医の顔には正に仏心・鬼面の両方があることを思わせる。

施術を受け耐えきれない程の辛棒をした患者が診療室を出て来る時は、ほとんどがそんな苦痛のあとも見せず、案外晴れやかな顔であることが不思議である。そういう私もすっかり治った様な気持ちで待合室に帰ったのである。そして「鬼手仏心」とつぶやいた。

過保護から、辛棒や忍耐力のある子どもも、セルフコントロールの出来る子どもも育たないのでないかと聞いている私には、この鬼手仏心の語が妙に心の中にひろがるのであった。

ミニ保健知識(肥満度)

$$\text{肥満度}(\%) = \frac{\text{あなたの体重} - \text{標準体重}(身長}-105\text{)}{\text{標準体重}(身長}-105\text{)} \times 100$$

肥満症：30%以上

正常：±10%

やせすぎ：-20%以下

新入会員の紹介

※平成3年10月1日以降同年12月20日までに入会された会員は次のとおりです。

正会員

社名・TEL	代表者氏名	〒	住所	最終	中間	収運	県内・県外
日吉クリーン工業 05756-5-5848	瀬川 義正	501-42	郡上郡八幡町稻成 1131-1			○	県内
(有)クリーン工業 058427-8006	内田 昭市	503-23	安八郡神戸町末守 1241-1		○	○	県内
合 計			2 社		1	2	

正会員

社名・TEL	代表者氏名	〒	住所	TEL
株エヌシステム	鋤柄 修	457	名古屋市南区弥次エ町2-9-1	052-611-0611
合 計			1 社	

参考

区分	前会報告会員数	入会者数	退会者会	現在会員数
正会員	172	2	4	170
賛助会員	33	1	—	34
特別会員	8	—	—	8
計	213	3	4	212

偶感(過去から学ぶ)

昨年12月8日は日米開戦50周年目に当たり、米国では大統領を迎えて記念式典が開かれました。日本では、一部のマスコミが「その体験から何を学んだか?」をねらう特集番組を組んだものの、いまわしい記憶を忘れようとしているが如くに、国民の中では盛り上がりがなかったように感じました。大木が大地から養分を吸収しているように…私たちも過去を忘れるのではなく、そこから大切なものを学ぼうとする態度こそ必要だと、余分な心配をしたものでした。

20年余の産業廃棄物処理業務でも同じことだと思い、「時は流れるのではなく、積み重ねるものだ」と言うコマーシャルが妙に新鮮に聞こえました。

偶感(先を知る)

僅か5メートルの車庫の側壁を赤レンガ積みの花壇で飾りたいと考えました。しかも休日を利用して自らの手で作ろうとしたのです。それでも水平器一本を頼りに、無我夢中で数か月後には完成しましたが…結果は無残なものになりました。

数歩歩いて見れば、見事な凸凹、直線は折れ線です。それにしても几张面に水平器を睨み、忠実にタコ糸に添ったつもりでした。素人と玄人の違いと言えばそれまでですが、熱心さだけが先行して全体の動き、到達すべき目標を見失ったためだと気付いても後の祭りでした。

転じて、今度大改正が行われた廃棄物処理法でも徒に個々の条文で四苦八苦するのではなく、この法律が狙うところは何か?を理解すべきだと八つ当たりの呈です。

何れにしても、全体を把握しなかったために引き起こした愚行を恥じる次第です。

9月県議会TV中継

県議会で産業廃棄物問題が取り上げられていることを知り、TVのスイッチを入れました。丁度、中村県議（高山市）の質問に対する知事答弁が行われているところでしたが、「資源のリサイクルについて、関係団体に情報センターのようなものを設けることができないか、検討している」との趣旨の発言がありましたが……？

（排出事業所）

巡回指導活動

適正処理委員会を中心に巡回指導車によるパトロールが行われていますが、不法投棄の発見には相当の苦労が伴うものと思います。例えば、ヘリコプターで上空から予備調査を行うなどの方法は採れないか検討されたらと思います。

（行政機関）

地域協議会活動

現在、9保健所に産業廃棄物処理対策推進協議会が組織され、本協会には賛助会員として参画し

て頂いております。折角の組織ですから、会報に活動内容等を紹介するなどの方法により協議会活動を支援すべきだと考えます。（処理業者）

マニフェスト

前号（第9号）で、本県の平成2年度マニフェスト使用状況が全国ワースト3であったと報告されていた。このことについて会員の声など同時に掲載されていたが、何故こうした結果になったかについて追求した内容にして欲しい。

（排出事業所）

改正法等の説明会

昨秋、改正処理法の説明会が開催されたが、それ以前には再資源化法の説明会が別のルートで開催されたと聞き、貌然としない。二つの法律は相関連して運用されるものと考えていた。所管官庁が違うと言えばそれまでであるが、私は三位一体で産業廃棄物対策を進めるためには、お互いの立場を理解し合うことが第一だと思うだけに残念である。（行政機関、処理業者）

ミニ保健知識（薬の服用）

薬は水か湯ざましで服用するのが原則です。牛乳、お茶又はジュースなどで服用される方がありますが、その中に含まれる蛋白質や脂肪などが薬の成分と結びつく可能性がありますので、避けたいものです。

胃によくない薬を服用される時は、コップ一杯以上の水で飲むことをお勧めします。お湯で飲まれるならば、ぬるめにしてください。

ミニ保健知識（肝臓）

肝臓はアルコールがやってくると、最優先で処理しようとします。だから正常な新陳代謝が混乱します。そのため脂肪が肝臓にたまつのが脂肪肝で、さらにアルコール性肝炎、肝線維症、肝硬変と進みます。

また、肝臓は「沈黙の臓器」と云われるよう、よほどひどい状態でないと症状は現われないため、気付いたときにはかなり悪化していることが多いのです。

さらに、治療に長い時間がかかることもあります。

トピック

改正廃棄物処理法の施行を前に 活発化する全国行動

「産業廃棄物処理業者及び処理施設に対する規制の強化」と「再生利用の促進」を柱として改正された廃棄物処理法は、平成4年4月から7月には施行の運びになる見通しです。こうしたなかで(社)全国産業廃棄物協会を中心として、昨秋から次のような活発な活動が展開されました。

1. 全国正会員代表者・事務局担当者合同会議の開催

11月7日、全共連ビル・コンベンションホール(東京・平河町)で開催され、清水副理事長と小林専務理事が出席しました。

冒頭、太田全産連会長が「廃棄物処理は自己処理が原則。業の振興は処理法ではなじまない。」と新法制定の必要性に言及、さらに三本木厚生省産業廃棄物対策室長は、「これからは業界の体质強化の推進が必要。産業界の振興・育成が来年度の予算要求でも最大課題。」と挨拶を行い、会議に入った。会議に提出された議題は次のとおりでした。

1) 報告事項

- ①会員数の報告
- ②廃棄物処理法改正問題に関する懇談会
- ③廃棄物処理法の改正
- ④ウェステック'91の開催
- ⑤第4回廃棄物と生活環境を考える全国大会の開催
- ⑥平成4年度税制改正に対する要望書の提出

2) 審議事項

- ①廃棄物処理法の政省令の改正要望
- ②産業廃棄物処理事業の振興方策
- ③マニフェストシステムの普及徹底
- ④全国産業廃棄物厚生年金基金の創立促進
- ⑤その他

2. 来年度税制改正で要望書を提出

(社)全国産業廃棄物協会では、去る平成3年9月

30日「平成4年度税制改正に対する要望書」を自由民主党政務調査会(税制調査会)に提出しました。その内容は以下のとおりです。

◎国税関係

- 1) 廃棄物処理センター等が設置する廃棄物処理施設等に係る特別償却制度を創設されたいこと。
- 2) 廃棄物処理センター等が設置する廃棄物処理施設の周辺整備のための基金への拠出金に係る損金算入の特例を創設されたいこと。
- 3) 産業廃棄物処理事業の振興を行うための財団に設置される基金は拠出金に係る損金算入の特例を創設されたいこと。
- 4) 産業廃棄物処理事業の振興を行うための財団が債務保証業務に係る文書を作成した場合の非課税措置を創設されたいこと。
- 5) 公害防止用設備(産業廃棄物処理用設備のうちの高温焼却装置)に係る特別償却制度の適用期限を延長されたいこと。
- 6) 廃棄物再生処理用設備(廃プラスチック類再生処理装置及び舗装廃材再生処理装置)に係る特別償却制度の適用期限を延長されたいこと及びその適用範囲に登録再生事業者が取得する古紙梱包用設備を追加されたいこと。
- 7) 公害防止事業団の業務の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ぜられたいこと。

◎地方税関係

- 8) 廃棄物処理センター等が設置する廃棄物処理施設等に係る特別土地保有税・事業税の非課税措置及び固定資産税・不動産取得税の軽減措置を講ぜられたいこと。
- 9) 最終処分場の用に供する土地に係る固定資産税の評価基準の見直し又は課税基準の特例措置を創設されたいこと。
- 10) 産業廃棄物処理業の振興を行うための財団に係る特別土地保有税の非課税措置等を創

設されたいこと。

- 11) 廃棄物処理施設に係る固定資産税の非課税措置の適用期限を延長されたいこと。
- 12) 産業廃棄物処理設備等（鉄物廃砂再生処理施設）に係る固定資産税の課税基準の特例措置の適用期限を延長されたいこと。
- 13) 廃棄物再生処理用設備（廃プラスチック類再生処理装置及び舗装廃材再生処理装置）に係る固定資産税の特例措置を延長されたいこと並びに適用範囲に古紙脱墨処理装置、空缶選別圧縮装置及びガラスくず処理用異物除去装置を追加されたいこと。
- 14) 登録廃棄物再生事業者についての事業所税の特例措置を創設されたいこと。
- 15) 公害防止事業団の業務の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ぜられたいこと。

社団法人 全国産業廃棄物連合会 第33回 理事会開催 清水副理事長が出席

（社）全国産業廃棄物連合会の第33回理事会は、平成3年11月5日マツヤサロン（東京）で開催され、清水副理事長が出席しました。この理事会では当面する諸課題について事務局から説明がなされたほか、全国各地域協議会から提出された議題についても協議が行われました。

産業廃棄物対策議員懇話会 「産業廃棄物処理施設の整備 の促進に関する決議」を採択

産業廃棄物対策議員懇話会（会長：齊藤邦吉衆議院議員）は、平成3年11月6日東京「マツヤサロン」で開催されました。席上「産業廃棄物処理施設の整備の促進に関する決議（別掲）」が採択されました。この懇話会には厚生省から玉木武生活環境局長はじめ幹部職員14名のほか、（社）全国産業廃棄物連合会からも46名の役員等代表者が出席し、本協会からは清水副理事長が出席しまし

た。

なお、この懇話会には、本県選出の武藤嘉文衆議院議員が参加されております。

（別掲）産業廃棄物処理施設の整備 の促進に関する決議

産業廃棄物の適正な処理の確保は、国民の健康の保護及び生活環境の保全上、極めて重要かつ緊急の課題である。

このため、平成4年度予算において

1. 産業廃棄物処理業の振興及び産業廃棄物処理施設の整備促進のため
 - 1) 産業廃棄物処理事業振興財團（仮称）の債務保証基金に対する国庫補助制度の創設
 - 2) NTT-Cタイプ融資制度及び関連の誘因的国庫補助制度の創設
 - 3) 産業廃棄物処理業界の育成に関する所要の税制措置
2. 行政組織の強化（厚生省の産業廃棄物対策室の課への昇格）について所要の措置を講じられたい。

平成3年11月6日

産業廃棄物対策議員懇話会

会長 齊藤邦吉

幹事長 戸井田三郎

事務局長 丹羽雄哉

（構成：衆議院議員24名、参議院議員4名）

清水副理事長ら 武藤嘉文代議士を訪問 産業廃棄物対策の充実を要望

去る11月21日、清水副理事長、小林専務理事、田中理事及び水谷理事の一一行は東京都千代田区にある武藤嘉文事務所を訪問しました。武藤代議士は今秋、自由民主党税制調査会の会長に就任され、

トピック

極めて多忙の中にも拘らず自ら一行を迎えて、終始熱心に産業廃棄物に係る要望等を聴取されました。

席上、清水副理事長からはさきの産業廃棄物対

策議員懇話会の決議事項に触れながら、今後のご協力を懇請し「要望書」を提出しました。

なお、要望書は産業廃棄物対策議員懇話会の決議事項と同じ内容であります。

編集後記

産業および生活の両面から排出される廃棄物は、量的にも増大するとともに、質的に多様化している。ところが、廃棄物の処理のための現在の施設は限界に達し、その確保も困難となっている。一方廃棄物の再資源化、減量化も十分に進んでいないのが現状である。行政、企業の努力だけではなく地域レベルの協力が不可欠であり、いかにして効果的な環境保全を講じたらよいかについて、長期的な視点に立った取り組みが各方面で進められているところであります。

第10号の特報は、廃棄物処理法と再生資源の利用促進に関する法律の概要を取り入れましたが、

如何でしたか。会員の皆様のお役に立ったでしょうか。

私達編集委員は、山村委員長をはじめとして、どうしたら環境保全協会のPRが出来るかについて毎号いろいろと話し合っているところであります。

新しい年をむかえてこれからも『ぎふ保全協会誌』の編集について、頑張って行きたいと思っております。

会員の皆様の新しい情報、およびご意見、ご希望をどしどしお寄せ頂ければ幸と存じております。どうぞよろしくお願いします。

(広報編集委員 青木重三郎)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 蒔田 浩

委員 青木 重三郎 各務 遼 菅原 一郎
野々村 清 野村 清晴 坂 喜一

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用しております。)

訃報

本協会理事 坂 喜一 氏急逝



羽島市竹鼻町狐穴3521番地、満大産業株式会社代表取締役会長、坂喜一氏（83歳）には、去る12月13日急性心不全のため急逝されました。

同氏は、昭和46年廃棄物処理法が施行されるや、その重要性に着目され翌年3月いち早く産業廃棄物処理業を創業されました。以降、昭和49年には任意組合を発足させ自ら組合長に就任され、昭和55年に現協同組合が組織されるとその副理事長に就任されご活躍頂いて参りました。

また、本協会の創設には率先して業界を指導され、理事の要職に就かれる一方で広報編集委員としても参画して頂きました。正に、家業を投げ打って産業廃棄物処理業界のためにご奉仕頂き、惜しい方を失いました。今は、ただ心からご冥福をお祈り申し上げるのみです。

合掌



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成4年1月1日発行

第10号

編集発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 梶原拓

〒500 岐阜市薮田1丁目101番地 水産会館1階

TEL <0582> 72-9293

FAX <0582> 72-6764

印刷 共和印刷株式会社